

「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（案）」に対する 意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正
1	第7 指定 管理者による 管理運営	37ページで、指定管理者は「市とともに災害対応を行っていく責務を負っている」とあるが、避難所運営に協力することはあり得ても、災害対策を行う責務があるとは言えないのではないか。	指定管理者は公の施設の管理を任せられた者として、一定の公的責任を負います。ご指摘の文章は、指定管理者が「災害対応」の義務を全く負わないものではないことを総論として示したものです。当然、指定管理者が市と同等の「災害対策」を行う責務があるわけではないことはご指摘のとおりで、具体的な責務については、38ページに記載しております。	
2	第7 指定 管理者による 管理運営	37ページで、「避難所運営は指定管理者のみに課せられた義務ではない」とあるが、「指定管理者に課せられた義務ではない」と記すべきではないか。	指定管理者は公の施設の管理を任せられた者として、一定の公的責任を負います。避難所に指定されている施設の指定管理者は、避難所運営委員会の一員として避難所運営に関する業務を行うこととなります。	
3	第7 指定 管理者による 管理運営	37ページで、「市が指定管理者に避難所運営を任せきりにすることがあってはならない。」との記述があるが、「市は避難所運営に対して指定管理者に協力を依頼することができる」程度にすべきではないか。	指定管理者は公の施設の管理を任せられた者として、一定の公的責任を負います。市としては、避難所に指定されている施設においては、当然のことながら市としての発災時の体制は整えていますが、ご指摘の文章は、市が指定管理者に避難所運営を任せきりにすることのないよう、注意的に記載したものです。	